

【 A 歳出自然体・経済成長 1.5% ケース】

【 B 歳出据置き型・経済成長 3% ケース】

※ こちらはパネルの写しです。

(単位:兆円／()書きは対前年度伸率)

(単位:兆円／()書きは対前年度伸び率)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
歳 出	① 国債費		(1.4%)	(7.2%)	(8.3%)	(7.7%)
		21.9	22.2	23.8	25.8	27.8
	② 基礎的財政 収支対象経費		(2.9%)	(4.1%)	(2.6%)	(0.6%)
		68.4	70.4	73.2	75.1	75.5
	③ 社会保 障関係費		(10.4%)	(7.4%)	(7.0%)	(3.8%)
		26.4	29.1	31.3	33.5	34.7
	④ 地方交 付税等		(▲ 1.2%)	(2.6%)	(▲ 3.0%)	(▲ 3.1%)
		16.6	16.4	16.8	16.3	15.8
	⑤ その他		(▲ 2.2%)	(1.1%)	(0.8%)	(▲ 1.4%)
		25.4	24.9	25.1	25.3	25.0
税 收 等	⑥ 計		(2.5%)	(4.8%)	(4.0%)	(2.4%)
		90.3	92.6	97.1	100.9	103.3
	⑦ 税収		(1.8%)	(12.7%)	(8.3%)	(6.8%)
		42.3	43.1	48.6	52.6	56.2
	⑧ その他収入		(8.3%)	(▲ 21.1%)	(0.6%)	(0.5%)
⑨ 計		3.7	4.1	3.2	3.2	3.2
			(2.3%)	(9.8%)	(7.8%)	(6.4%)
		46.1	47.1	51.8	55.8	59.4
⑩ 差額(⑥-⑨)		(▲ 3.1%)	(5.7%)	(▲ 0.4%)	(▲ 2.6%)	
	44.2	42.9	45.3	45.1	43.9	
年金特例公債金	-	2.6	-	-	-	

出所:財務省

作成:出所提供データを基に前原誠司事務所が作成

質疑日:平成25年4月2日

議員名:前原誠司

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
歳 出	① 国債費		(1.4%)	(7.4%)	(9.3%)	(9.4%)
		21.9	22.2	23.9	26.1	28.6
	② 基礎的財政 収支対象経費		(2.9%)	(1.7%)	(2.3%)	(0.8%)
		68.4	70.4	71.6	73.2	73.8
	③ 計		(2.5%)	(3.1%)	(4.1%)	(3.0%)
		90.3	92.6	95.4	99.3	102.3
	④ 税収		(1.8%)	(14.4%)	(10.0%)	(8.5%)
		42.3	43.1	49.3	54.2	58.9
	⑤ その他収入		(8.3%)	(▲ 21.1%)	(0.6%)	(0.5%)
		3.7	4.1	3.2	3.2	3.2
税 收 等	⑥ 計		(2.3%)	(11.4%)	(9.4%)	(8.1%)
		46.1	47.1	52.5	57.5	62.1
	⑦ 差額(③-⑥)		(▲ 3.1%)	(0.2%)	(▲ 2.5%)	(▲ 3.9%)
	44.2	42.9	42.9	41.9	40.2	
年金特例公債金	-	2.6	-	-	-	

(注)

- i 24 年度は当初予算額
- ii A については「基礎的財政収支対象経費」は、26 年度以降は、25 年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保障・税一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等を機械的に加算。なお、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による国家公務員に対する給与減額支給措置(平均▲7.8%)が平成 26 年 3 月末までとされていることを前提。
- iii B については「基礎的財政収支対象経費」は、26 年度以降は、25 年度の水準(70.4 兆円)に、「社会保障・税一体改革」の実施による社会保障の充実(国分)、消費税率引上げに伴う社会保障支出の増(国分)、地方交付税法定率分の増を機械的に加算。なお、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による国家公務員に対する給与減額支給措置(平均▲7.8%)が平成 26 年 3 月末までとされていることを前提。
- iv 「差額」は、24 年度及び 25 年度については新規国債発行額(年金特例公債金を除く)であるが、26 年度以降は、「歳出の計」から「税収等の計」を単純に差し引いた額であり、この額が新規国債発行額となることを意味するものではない。なお、年金特例公債の償還費は「国債費」に加算。